

指名停止措置一覧

令和8年10月8日現在

商号又は名称	本店等所在地 (仙台市届出地)	指名停止の始期	～	指名停止の終期	措 置 事 由
みらい建設工業 株式会社	東京都港区芝4-6-12	令和8年10月8日	～	令和8年11月7日	名古屋港管理組合が発注する「弥富ふ頭第1貯木場北側護岸整備工事(その6)」の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和8年7月17日付けで、みらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員であるみらい建設工業株式会社及び現場責任者である同社社員が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたもの。
安藤建設工業 株式会社	宮城県富谷市志戸田北田子沢107	令和8年7月31日	～	令和9年1月30日	当該事業者の元代表取締役(事件当時)は、令和5年10月中旬から令和8年3月下旬までの間に、富谷市の市街地域活性化事業に関し、便宜を図ってもらう見返りとして同市職員に複数回の飲食接待などを行ったとして、贈賄の疑いにより令和8年6月10日に宮城県警に逮捕され、同年7月1日に起訴されたもの。
株式会社 東日本宇佐美	東京都文京区本郷2-22-2	令和8年4月28日	～	令和8年10月27日	長野県石油商業協同組合北信支部は、支部員の販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を決定し、支部員に対して決定に基づく販売価格の改定を実施させ、特定揮発油の販売分野における競争を実質的に制限させていたことにより、令和7年11月26日付で公正取引委員会から独占禁止法第8条(事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限)違反として認定され、排除措置命令を受けたことが公表された。当該事業者を含む17社は、当該違反行為を実行していた支部員として課徴金納付命令を受けたもの。